

岡垣町中小事業者 省エネ機器等導入支援金

電気・ガス等のエネルギー価格の高騰の影響を受けている事業者を支援し、町の商工業の発展及び脱炭素化の促進に寄与することを目的として、予算の範囲内で岡垣町独自の支援金を交付します。

支給対象

次の要件を満たす、町内に主たる事業所又は店舗等を有する中小法人又は個人事業者が対象（農漁業者を除く）となります。

- 申請日において事業を継続しており、事業継続の意思があること
- 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当しないもの

対象機器

次の要件をすべて満たすものが対象となります。

- 新品または未使用品の購入であること
- 令和6年3月1日から令和6年6月30日までの間に購入及び導入をしたものであること
- 町内店舗等で購入されたものであること
- ※メーカー直売品等により町内店舗等で購入することができないなどの特別の事情が認められる場合を除く
- 下記の省エネ機器若しくは低燃費タイヤに該当する機器等であること

【省エネ機器】

- ・省エネ法における省エネ基準達成率が100%に達しているもの（省エネ型製品情報サイトにおいて緑色の省エネ性マークの付いているもの）又は同等の省エネ性能を有するもの
- ・対象機器：エアコン、照明器具、テレビ、電子計算機、磁気ディスク装置、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、ガス温水機器（暖房機能付き）、石油温水機器、石油温水機器（暖房機能付き）、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、ルーティング機器（小型ルーター）、スイッチング機器（L2スイッチ）、電気温水機器（ヒートポンプ給湯器）、電球

【低燃費タイヤ】

一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における「低燃費タイヤ統一マーク」が表示されているもの、または各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められているもの

支援金の額

支援対象経費（税抜）の1/2（千円未満切捨て、上限10万円）

※支援金の交付は、1事業者1回までとします。

※予算額に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。

提出書類

以下の書類を提出してください。

○岡垣町中小事業者省エネ機器等導入支援金交付申請書兼請求書（様式1）

○購入日、支払金額及びその内訳並びに購入店名が記載された領収書及び請求書の写し

○支援対象機器等の規格又は型式・型番及び省エネ性能等が分かるカタログ等の写し

※省エネ機器のうち、カタログ、サイト等に掲載されていないものは、当該省エネ機器の省エネ性能証明書及び省エネ性能が分かる書類

○省エネ機器等の型番等が分かる部分の写真及び購入後の写真

○支援金の振込先が分かる通帳等の写し

○申請者の営業実態が確認できる書類（※営業許可証、開業届、確定申告書等）

○自動車検査証の写し（※低燃費タイヤ申請分に限る）

○その他町長が必要と認める書類

提出方法

必要書類を郵送または窓口へ持参してください。

●受付期間 令和6年3月1日（金）～令和6年7月31日（水）

●受付時間 午前9時～午後5時

※郵送料は申請者負担です。

※郵送の場合は受付期間最終日の消印有効です。

注意事項

●申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。

●支援金の支給は、対象事業者ごとに1回のみとします。

●提出書類が不足した場合、または提出書類で要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

問合せ先

岡垣町おかがきPR課

〒811-4233

岡垣町野間1丁目1番1号 岡垣町役場本館1階

TEL : 093-282-1211

Mail : okapr@town.okagaki.lg.jp